

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第14号	さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部 を改正する規則	令和2年6月22日

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくはさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号）第3条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第2条第1項の規定により派遣され、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第2条の規定により配偶者同行休業をし、又はさいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さいたま市条例第19号）第3条の規定により自己啓発等休業をした場合</u>（これらの期間の初日の属する月又はその翌</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第14条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第16条第2項において「公益的法人等派遣条例」という。）</u>第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号。<u>第16条第2項において「外国派遣条例」という。）</u>第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>第16条第2項において「育児休業法」という。）</u>第2条の規定により育児休業をし、さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号。<u>第16条第2項において「配偶者同行休業条例」という。）</u>第2条の規定により配偶者同行休業をし、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例（平成29年さ</p>

月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2・3 [略]

第16条 [略]

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

いたま市条例第19号。第16条第2項において「自己啓発等休業条例」という。）第3条の規定により自己啓発等休業をし、又はさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条例第20号。第16条第2項において「休職の事由等条例」という。）第3条第1項の規定により休職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) [略]

2・3 [略]

第16条 [略]

2 月の中途において教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第28条第1項の規定により休職にされ、法第29条第1項の規定により停職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、公益的法人等派遣条例第2条第1項若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし、自己啓発等休業条例第3条の規定により自己啓発等休業をし、又は休職の事由等条例第3条第1項の規定により休職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則による改正後のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(支給単位期間に係る経過措置)

3 令和2年3月31日以前にこの規則による改正前のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則第14条第1項第3号に規定する場合に該当した教職員の支給単位期

間の開始については、なお従前の例による。